古賀市都市計画総括図（福岡広域都市計画）

1:10,000

平成二十九年十月

福岡広域都市計画地区計画（古賀市決定）
玄望園地区地区計画
総括図面

凡例	
	地区計画区域（玄望園）

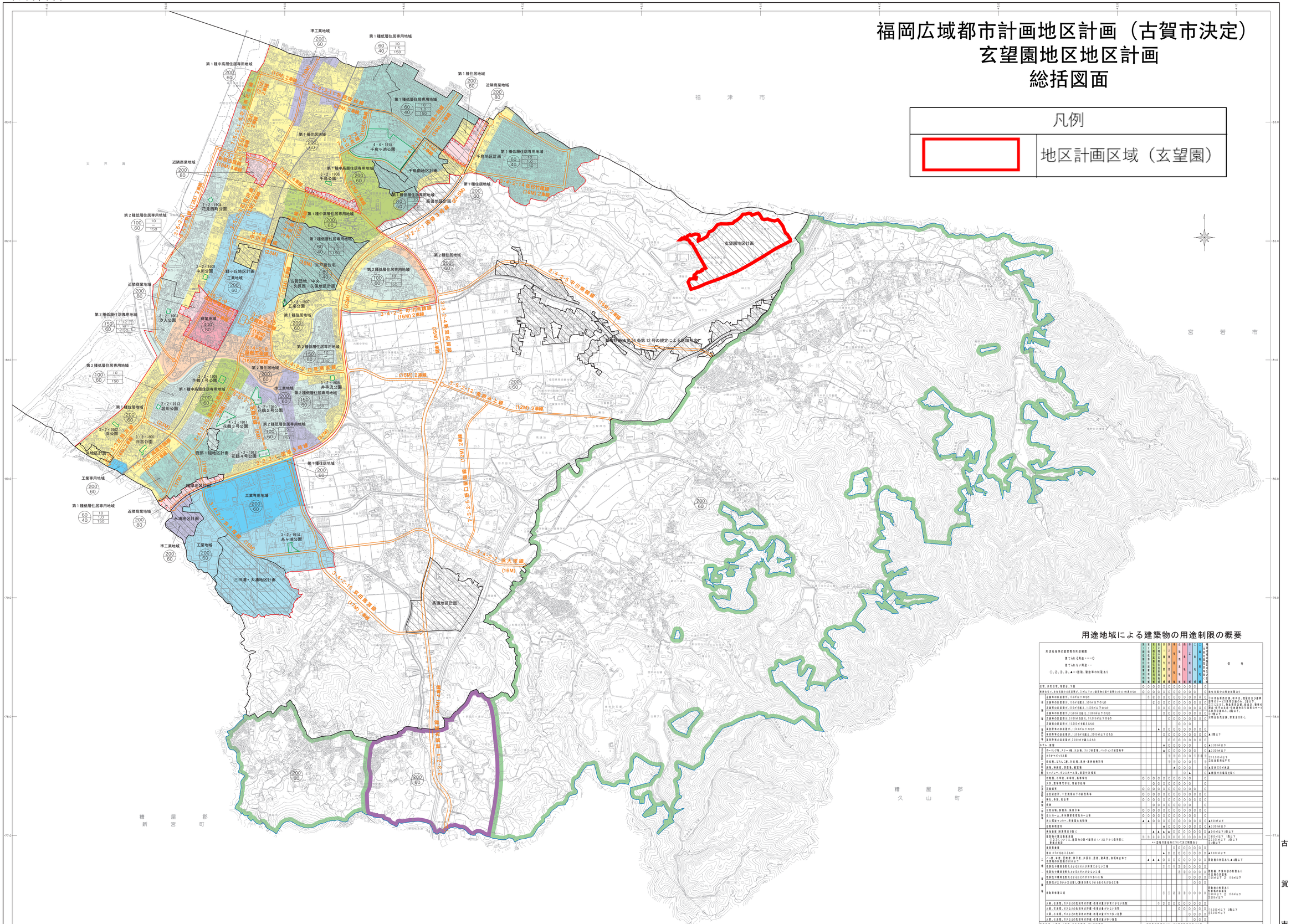

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
建てられる用途 ・・・○
建てられない用途 ・・・
○,2,3,4,▲・・・面積、階数等の制限あり

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、150㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	兼用可能かの用途制限あり
店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下
店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2階以下、物品販売店舗、喫茶店、理髪店、洗濯屋、建具屋等サービス業用店舗のみ
店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	※店舗、事務所及び店舗・作業場兼用の事務所のみ、2階以下
店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	※2階以下
店舗等の床面積が、3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	市町村役場、郵便局、学校及び病院
事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が、500㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○		○	▲3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
カラオケボックス等					※	※	○	○	○	※	※	※1,000㎡以下
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					※	※	○	○	○	※	※	※商業系は不可
劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲	○	○	○		※	▲客席3,000㎡未満
キャバレー、ダンスホール等、風俗営業施設							○	▲	▲		○	▲風営許可施設を除く
劇場、音楽堂、映画館、演芸場	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
大学、高等専門学校、専修学校		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所・一定規模以下の自動車車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ショウルーム、多店舗展示電気ホール等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲850㎡以下
自動車車庫等					▲	○	○	○	○	○	○	▲2,000㎡以下
車庫等を除く自動車関連施設					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲150㎡以下2階以下
畜舎(15㎡を超えるもの)	※1	※1	※2	※2	※3	※3	○	○	○	○	○	※1150㎡以下 1階以下 ※2300㎡以下 2階以下 ※3階以下
・・・危険の程度共について別途制限あり												
自然発火物							○	○	○	○	○	○
爆薬(15㎏を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	▲2,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓子屋、食堂、喫茶店、理髪店及びクリーニング店の店舗(250㎡以下)		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	隣接商の制限あり▲3階以下
危険性や環境を害さないと認められる工場					※1	※1	※2	※2	○	○	○	
危険性や環境を害さないと認められるもの(※1)又は(※2)を除く工場							※2	※2	○	○	○	隣接商、作業内容の制限あり
危険性や環境を害さないと認められるもの(※1)を除く工場									○	○	○	作業場の広さ制限 150㎡以下
危険性がスラリーガス以下に処理し環境を害さないと認められる工場										○	○	
危険等有害工場					※1	※1	※2	※2	※3	○	○	隣接商の制限あり 作業場の広さ制限 ※1150㎡ ※2 150㎡以下 ※3300㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設				※	※	○	○	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設							○	○	○	○	○	※1150㎡以下 1階以下 ※2300㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設								○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設									○	○	○	
都市計画上、公園、緑地、広場、墓地、処理施設、ごみ焼却施設	都市計画区域内において必要な用途を定めるもの											

注）・表中に○印で示した建築物であっても、その用途に供する部分（2以上の用途に供する建築物にあっては、その各部分）が、当該用途に供することが建築基準法第48条第1項～第14項ただし書の規定による許可を受けたものであるときは、この限りでない。

1、平成21年8月撮影空中写真　　この地図は、平成22年3月作成の古賀市基本図2,500分の1を縮小編集したものである。

※この図面は、古賀市都市計画（福岡広域都市計画）の目安となる資料です。開発や建築行為等の際の都市計画制限については、古賀市都市計画課に備え付けの詳細な計画図を縦覧のうえ確認してください。
※地区計画区域については、別途制限がありますので、古賀市都市計画課で確認してください。

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」（承認番号）平成２１　九公　第　７０号